

中国税務ニュースレター(2020年5月8日)

新型コロナウイルスに配慮した月次申告期限延長

新型コロナウイルス肺炎の影響で経済活動に非常に大きな影響が出ています。中国では、このような状況に対処するため、1月終わり頃から様々な税優遇政策や税務手続の緩和措置が打ち出されています。

直近では、2020年4月27日付で国家税務総局から『2020年5月の納税申告期限に関する事項を明確にする通知(税総函[2020]73号)』が発表されました。同通知によれば、疫病の状況と労働節休暇(5月1日～5月5日までの5連休)を考慮して、2020年5月の納税申告期限が5月22日まで延長されることになりました。

中国における主な税金として、企業所得税、増値税、個人所得税が挙げられますが、いずれも予納・納税申告・源泉徴収を行う場合の期限は翌月15日までとされています。したがって、①2020年4月に発生した税金については、原則として2020年5月15日までに納付することが必要となりますが、同通知により1週間の猶予が与えられることとなります。②さらに、同通知では、納税者・源泉徴収義務者が疫病による影響を受け、期限内の申告納付が困難である場合には、税務局に対して延長申請を行うことができるものとされています。

上記と同様の申告期限延長に関する通知は、2月申告分から毎月継続的に発表されており(4ヶ月連続)、まとめると下表のとおりとなります。

発布日付	法令名	法令番号
2020年2月17日	2020年2月の納税申告期限をさらに延長することに関する通知	税総函[2020]27号
2020年3月3日	2020年3月の納税申告期限を延長することに関する通知	税総函[2020]37号
2020年3月30日	2020年4月の納税申告期限を延長することに関する通知	税総函[2020]55号
2020年4月27日	2020年5月の納税申告期限を延長することに関する通知	税総函[2020]73号

(出所: 中国国家税務総局ホームページ)

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5144077/content.html?wscckey=a4e623675ff3d91f_1588936285

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5145503/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5147672/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5149173/content.html>

WHOの発表によれば、中国の2020年5月7日の増加患者数は3名、死亡者数は0名とされており、新型コロナウイルスの拡大については収束しつつあるようですが、実務的な混乱についてはしばらく続くことと思われる。また、今後も、新型コロナウイルスに関する税優遇政策や税務手続の緩和措置が発表されるものと予想されますので、引き続き注視する必要があります。

以上

お問い合わせ

リーガレックス合同会社

東京事務所

業務執行社員 公認会計士・税理士 金子 広行 (hiroyuki.kaneko@legalex.co.jp)

ニュースレター発行会社紹介

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
設立	2019年8月
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都千代田区丸の内1-1-3 日本生命丸の内ガーデンタワー [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
ホームページ	https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。

